

県職労発07 - 15号

2007年10月5日

埼玉県教育委員会
委員長 石川 正夫 様

自治労埼玉県職員労働組合
中央執行委員長 磯崎 淳二

学校支部長 石山 博

学校職場におけるセクシュアルハラスメント等に関する要求書

日頃、自治労埼玉県職員労働組合および学校支部に対するご理解に厚くお礼申し上げます。さて、職権などを背景にして、性的差別意識に基づき人格と尊厳を侵害する言動や行動は、働く者に雇用不安と同時に精神的苦痛を与えるものです。働く人間の人格や尊厳を傷つけ、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況を創り出すことは、許されるものではありません。

本年4月1日から、改正男女雇用機会均等法が施行されました。セクシュアルハラスメント(以下セクハラ)対策の強化が強く求められています。「配慮義務」が、今回の改正により「措置義務」となりました。学校の経営方針として、セクハラやパワーハラスメント(以下パワハラ)を許さないという強い意志が求められています。現場管理者(校長)には働く環境を整備し、職場環境が著しく悪化する事態を防止する義務が課せられています。

セクハラやパワハラが行われている職場は、モラルが低下するなど職場環境が悪化し、働く職員の士気が落ちます。また、セクハラ被害及びその是正を申告したことによって結果的にその職場に居られなくなったというのでは本末転倒です。私たちは、職員の安全と誰もがいきいきと働ける職場環境を守るため、セクハラやパワハラを根絶を求め、下記のとおり要求します。

記

1. セクハラやパワハラ対策の方針の明確化及びその周知・啓発を徹底されること
2. セクハラやパワハラ問題の相談・苦情への対応を迅速に行うこと
3. セクハラ及びパワハラを防止等に関する職場研修を行うこと。
4. 学校職場における職員間のいじめや嫌がらせ、セクハラ等の根絶に向け努力すること。
5. 学校職場における(管理職)の職権によるセクハラやいじめ等の実態調査を行うこと。
6. セクハラやパワハラが事実があれば、当該管理職への指導徹底を行うこと。